

## 再就職コンプライアンスチームの設置について（案）

平成 29 年 8 月 1 日  
文部科学大臣決定  
一部改正 平成 31 年 4 月 1 日

### 1. 目的

文部科学省における再就職等規制に係る業務の客観性を高め、文部科学省の職員の再就職に係る適正確保を図るため、再就職コンプライアンスチーム（以下「コンプライアンスチーム」という。）を設置する。

### 2. コンプライアンスチームの事務

コンプライアンスチームは、次に掲げる事務を行う。

- ①国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）に基づく再就職情報の届出等を基に、その再就職に際して法令違反行為が行われていないか否かを調査すること
- ②文部科学省の職員又は職員であった者からの再就職等規制に関する相談に応ずること
- ③再就職等規制違反に係る通報を受け付けること
- ④再就職等規制違反が疑われる可能性のある事案があった場合に、当該事案の解明に向けた調査を行うこと
- ⑤再就職等規制違反に係るコンプライアンスに関する研修の改善・充実に関する指導・助言を行うこと
- ⑥文部科学省における再就職等規制違反の再発防止策に関する提言（平成 29 年 7 月 27 日文部科学省における再就職等規制違反の再発防止策に関する有識者検討会）において示されている「Ⅲ. 具体的な再発防止策」の実施状況を確認すること
- ⑦その他、文部科学省の職員の再就職に係るコンプライアンスの確保のために必要な事務

### 3. 組織

- (1) コンプライアンスチームは、文部科学大臣が委嘱するチームメンバー及びアドバイザーメンバーにより構成する。
- (2) コンプライアンスチームに、チームリーダーを置き、チームメンバーの互選により選任する。
- (3) チームリーダーは、コンプライアンスチームの会議の議長となる。

- (4) チームリーダーに事故あるときは、あらかじめその指名するチームメンバーが、その職務を代理する。
- (5) コンプライアンスチームの定常的な事務は、アドバイザーメンバーが行う。

#### 4. 任期等

- (1) チームメンバー及びアドバイザーメンバーの任期は2年とする。
- (2) チームメンバー及びアドバイザーメンバーは、原則として4回に限り再任されることができる。
- (3) チームメンバー及びアドバイザーメンバーは、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

#### 5. 事務要領

この文部科学大臣決定により定める事項のほか、コンプライアンスチームの事務に必要な事項は、コンプライアンスチームが定める。

#### 6. 事務局

コンプライアンスチームの庶務は、大臣官房省改革推進・コンプライアンス室において処理する。